

有価物でも法対応を

廃棄物処理制度専門委

不用品回収への規制求む声

中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会は、10月28日に開催した第6回会合で、処理法とパーセル法の「すきま」にある有害特性を有する使用済み物品の適正管理について検討を行った。委員からは「有償で取引されている物品を、廃棄物該当性の判断（3・19通知）だけで取り締まる

のは難しい。法で規制すべき」などの意見が上がった。使用済み電気電子機器など有害特性のある使用済み物品は、明確に廃棄物該当性を判断できる場合を除いて処理法とパーセル法との「すきま」にあり、不用品回収業者の不適正な取り扱いに対する取り締まりの実効性が確保できておらず、海外で環境汚染を引き起こす恐れがあることも指摘されている。専門委の論点整理では、その管理の適正化が検討項目に上がっている。

会合で「すきま」にまつわる雑品スクラップ



第6回廃棄物処理制度専門委員会のもよう

プの取り扱いの現状を報告した国立環境研究

は、条例の制定過程と施行状況について報告

他、優良産廃処理業者認定制度の見直しなど

所の寺園淳氏
は、「有価物と
いうだけで処理
法の対応が困難
な状況を回避す
る必要がある。
3・19通知だけ
では、自治体が
処理法を適用す
る法的根拠が不
十分」と指摘。
使用済み物品
放置防止条例を
今年度施行した
鳥取県循環型社
会推進課から
が、「条例の施行で、
県から撤退した業者が
他県で展開する懸念は
ある」と、法律で不用品
回収業を規制すること
を求める声もあった。
委員からは「雑品ス
クラップがすべて廃棄
されることにならない
ような条件付けが必
要」「規制が不用品回収
の公平な市場を促し、
健全なりユース業者の
育成に寄与する」など
の意見が上がった。

第6回会合ではこの

を含む残りの論点整理項目について議論を深めた。